

民間事業者がインターネット上で行う登記申請書類等の自動生成サービスについての会長声明

令和5年（2023年）3月29日

千葉司法書士会
会長 長谷川 秀夫

去る令和5年2月21日（火）に開催された衆議院の予算委員会第三分科会（法務省等）において、議員から法務省に対して「民間事業者がインターネット上で提供する相続登記申請書作成等のサービス」についてたいへん重要な質疑が行われました。

同質疑において、議員から「これらのサービスの中には司法書士法違反が疑われる事例が散見される」との指摘に対し、政府参考人である法務省民事局長からも「司法書士法に違反するおそれがある」との答弁がなされました。（答弁の概要については、後記のとおりです。）

ところで、司法書士の資格を持たない者が、業務として登記申請書類を作成することや登記申請書類の作成について相談に応じることは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（刑事罰）に処せられる重大な法違反行為です（司法書士法第78条）。

当会としては、これまでも民間事業者がインターネット上で提供する登記申請書類等の自動生成サービスを注視してきました。今後は司法書士法違反が疑われる事案については、調査のうえ刑事告訴等を含め厳正に対処してまいりたい所存です。

さて、上記答弁の趣旨からすると、当該サービスの利用にあたって利用者から入力内容や法的な疑問等に関する問い合わせがあっても、民間事業者はこれに応じること（説明や助言をすること）は違法ですので、一切できません。これは専門知識に基づかず利用者からの質問に回答することで、利用者側に思いもかけなかったり、回復できないような法的不利益が生じることを防ぐため、保護するためです。

翻って、司法書士は相続の専門家です。単に戸籍を収集し、登記申請書類を作成するだけでなく、これら法律事務の専門家として、個々の事案ごとに応じて、また利用者のニーズや予見される将来の課題に応じて、的確適切な説明や助言を行うなど、依頼者とのコミュニケーションを通じながら依頼者に寄り添った対応を心掛けてきました。

市民の皆様におかれましては、違法なサービスを利用することで予期せぬトラブルに巻き込まれることのないよう十分お気をつけください。

また、自治体の担当者様におかれましては、民間事業者と連携等する際には、司法書士法に違反するサービスでないか慎重にご判断いただき、安易な連携等により市民に違法なサービスを利用させることがないよう十分にご配慮ください。

（答弁の概要）

- ①民間事業者が、依頼者が入力していない情報を入力したり、依頼者が入力した情報を加工修正するなど、その対応が民間事業者において依頼者に代わって登記申請書類を作成したと評価されるようなものであれば、司法書士法に違反するおそれがある。
- ②戸籍の記載から法律上の親族関係を読み取ったうえで民間事業者の判断で法定相続人

を特定し、その判断を前提として登記申請書類を作成するような場合に、その対応が民間事業者において依頼者に代わって登記申請書類を作成したと評価されるようなものであれば、司法書士法に違反するおそれがある。

③民間事業者が個別具体的な事案を前提に、登記申請書類の作成に関する相談を受けて解答したり、助言したりするなど、その対応が民間事業者において依頼者からの登記申請書類の作成に関する相談に応じたと評価されるようなものであれば、司法書士法に違反するおそれがある。

【ご参考】

第 211 回国会 衆議院 予算委員会第三分科会 第 2 号
令和 5 年 2 月 21 日（火）

1. 国会会議録 No.118～No.124

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121105268X00220230221¤t=3>

2. インターネット審議中継（ビデオライブラリ） 開始時刻 午前 11 時 01 分

https://www.shugiintv.go.jp/jp/index.php?ex=VL&deli_id=54353&media_type=